

令和7年度第3回 一般機械器具等製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和7年10月3日（金）午後1時30分～午後4時01分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室（奥島労働局）
（徳島市徳島町城内6-6）

2 出席委員

（公益委員）竹原委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員）川口委員 辻 委員 徳永委員

（使側委員）天野委員 森 委員 渡辺委員

3 議事要旨

（1）前回までの審議において、現行の時間額1,070円に、労側は「83円引き上げて、1,153円とすべき」との主張、使側は「40円引き上げて、1,110円とすべき」との主張で、双方の主張に隔たりがあり、継続審議との結論で終了していたことの確認が行われた。

（2）労側委員より、公労の二者協議を求める発言があり、公労の二者協議に入り、引き続き公使の二者協議に入る。

（3）審議を再開し、労使各側委員の主張は下記のとおりである。

労側

○ 当初物価上昇率が7月の時点で3%を割ったこともあり、それらを加味した上で引上げ額68円を提示する。

使側

○ 公使での協議の後、徳島県の実情だけでなく、他県の状況も踏まえた上で考えていく必要があることを勧告して引上げ額60円を提示したいと考えている。

（4）労側委員より、労側だけで協議を求める発言があり、労側委員での協議に入る。

（5）審議を再開し、労使各側委員の主張は下記のとおりである。

労側

○ 特賃を考える上でも地賃を意識せざるを得ず、今年度地賃の引上げ額が66円であることから、これを下回ることは避けたいため、66円という金額提示をしたい。

使側

○ 使側としては、トランプ関税により本当に受注が激減し、さらに先行きが不透明であることから、本来は50円引上げを上限と考えていた中で60円引上げを提示したものであり、これ以上の引上げは困難である。

労側

- 地賃の目安額が63円であり、特賃の性質上、地賃に詰め寄られ過ぎるのも問題であることから、63円に1円を加えた64円の引上げを提示する。

使側

- 地賃の目安額が63円であることは理解しており、本当に厳しいが63円の引上げなら何とか受け入れようと思う。
残る1円はトランプ関税と思っていただきたい。

労側

- 64円の引上げであれば、地賃との差が縮まることとなるものの、目安額63円に1円積み増ししたものであり、今後の徳島県全体の労働者が未来に希望を持ち、生活基盤の底上げを図る為にも何とか64円をお願いしたい。
- (4) 労使間の協議を重ねた結果、「64円を引上げて1,134円とする、なお発効日は令和8年1月1日とする。」ことで労使委員間において合意に至り、公益委員も同合意内容に賛同したことから、当専門部会において、全会一致で同合意内容の決議がされ、本審に専門部会報告として提出することとなった。
- 併せて、第2回本審における「特賃専門部会で全会一致となった場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会決議を本審決議とする」旨の決定に基づき、同決議内容で答申が行われた。